

平成 27 年度事業計画書及び収支予算書

■決議機関 : 第 9 回 理事会

■承認日 : 平成 27 年 3 月 24 日 (火)

～内 容～

- 平成 27 年度事業計画
- 平成 27 年度収支予算

平成 27 年度事業計画

熊本県における平成 25 年度末の汚水処理施設の処理人口は、1,521 千人、汚水処理人口普及率は 83.7%に達しているが、未だ 297 千人が施設未整備である。汚水処理施設整備の進捗が期待されている。未整備地区の汚水処理は、未整備地区の状況から、個人分散型施設である特長を有し、処理性能も優れ、また環境にも財政にも優しく地震等の災害にも強いとされている浄化槽での整備が有効である。

国においては、都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう、環境省等関係三省統一の『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』を策定し、今後、10 年程度を目標に汚水処理施設の整備が概ね完了することを目指し取組むとされている。

また、熊本県では、施設未整備地区を対象として重点的に浄化槽整備を進めていく必要があるとの方針のもと、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、市町村設置型浄化槽の整備促進、浄化槽の適正な維持管理の推進、法定検査の受検率向上に努めていくとされている。

このような背景の中、当浄化槽協会は、公益社団法人・指定検査機関としての社会的責務を一層自覚し、平成 27 年度も引続き、法人設立の目的に沿い法定検査を適正に実施するとともに、11 条検査の受検率の向上を図る等公共用水域の水質保全のため以下の事業を実施する。

1 公益目的事業

1) 法定検査事業

(1) 7 条検査

① 7 条検査目標基数

浄化槽法第 7 条に定める水質検査（以下「7 条検査」という。）について、法で定める期間内に確実に実施する。

目標基数を 2,600 基とする。

② 前受金対策

7 条検査の手数料については、法定検査作業マニュアルに基づき、浄化槽の設置が中止された場合等は、適切に検査手数料の返還を行う。

(2) 11 条検査

① 11 条検査目標基数

浄化槽法第 11 条に定める定期検査（以下「11 条検査」という。）の目標基数を 86,000 基とする。

② 未収金対策

未収金対策として、検査員による訪問徴収等を実施するとともに、浄化槽管理者の利便性等を図るための調査検討を行う。

③ 維持管理業界との協力体制の構築

法定検査及び維持管理の適正な実施を図ることを目的に、これまで進めてきた維持管理業界との連携をさらに強化するとともに、協力体制の構築を目指す。

④ 未受検者対策

法定検査 100%実施を目指す中において、協会が有する浄化槽に関する様々な情報等を活用して、未受検者に対する取り組みを行う。

取り組みは、浄化槽に関する法的権限を有する行政機関（県、保健所、事務権限移譲を含む市町村等）と連動して行うことで、より効果的に実施できることから、市町村等の地域実情に応じた汚水処理施設整備を踏まえ、計画的・体系的・継続的に、県・市町村及び浄化槽関係者と協力して実施する。

さらに、行政機関へは、浄化槽法に基づく受検指導のより一層の強化を要請し、関係業界とも連携しつつ未受検者の減少を図る。

⑤ 無管理・無清掃浄化槽対策

法定検査の結果報告を行うとともに、無管理・無清掃浄化槽について、行政機関からの浄化槽管理者等の関係者に対する改善指導を依頼し、必要に応じて立入検査等に同行する等協力する。

また関係業界及び支部と連携し適正な維持管理の徹底に努める。

(3) 法定検査関係管理業務

① 法定検査精度管理システムの進行管理

法定検査精度管理システムの適正な運用を図るとともに 7 条・11 条検査及びそれに伴う関連業務を的確に実施する。

② 浄化槽台帳管理システムの進行管理

市町村等から提供される各種届出情報等を迅速・確実に処理を行うことで最新の台帳として管理し、行政機関が実施する未受検者対策等に円滑に活用できるよう進行管理を行う。

③ 新法定検査システムの構築

新たな法定検査システムを構築し効率的な検査体制を整備する。

④ 第4次法定検査業務計画の策定

現在の第3次法定検査業務計画（平成23年度～平成27年度）が満了することを受け、平成28年度以降の新たな中期計画（5カ年計画）である「第4次法定検査業務計画」（平成28年度～平成32年度）を策定する。

2) 法定検査推進事業関連業務

(1) 地域住民への普及啓発

① 各種イベントへの参加等

当協会業務に関連する各種イベント等へ県等と連携のもと、積極的に参加するとともに、新聞・広告を活用し水環境に果たす浄化槽の役割等を周知する。

② 水環境保全団体への協賛

県内において浄化槽の普及啓発及び水環境保全を目的に活動する団体等への協賛を行うとともに、水環境保全団体等との共催事業を実施し浄化槽の役割等に関する周知啓発を図る。

③ 法定検査認知度調査

法定検査の受検率向上を目的に、当協会及び法定検査に対する認知度についてのアンケート調査を実施する。

(2) 支部が行う法定検査等啓発

① 地域（保健所）別連絡会議の開催

法定検査の受検率の向上及び浄化槽の維持管理の適正化等に関する意見交換や情報等の共有を目的とした地域（保健所）別連絡会議（県・市町村、関係業界、協会が一堂に会する会議）を全支部にて開催する。

② 各種啓発活動の実施

各支部が地域の実情に応じた浄化槽の設置促進、適正な施工、維持管理及び法定検査並びに水環境保全の重要性等の普及啓発方法を検討し、地域の特性を生かした効果的な普及啓発事業を実施する

(3) 浄化槽設置者講習会

行政機関及び関係業界と連携しつつ新規浄化槽管理者、未受検者等を対象に維持管理の徹底等を目的とした「浄化槽設置者講習会」を開催する。

(4) 協会ホームページの運用及び充実

法定検査等の啓発及び浄化槽に関する各種情報の提供のための重要なツールとして運用の充実を図る。

(5) 会報の発行

会員及び行政機関等に対し、協会の動向や行政からの浄化槽に関する情報、各種講習会等の案内、法定検査に関する検査計画、受検勧奨案内等に関する情報を掲載した会報を年2回程度発行する。

(6) 浄化槽技術講習会の開催

施工、保守点検及び清掃業者並びに县市町村関係者等を対象に技術力向上のための講習会を開催する。

2 収益事業等

1) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽の信頼性を確保することを目的に、申請書受付業務を適正に実施するとともに、必要に応じて地方保証制度審査委員会を開催する。

2) 物品等販売事業

各業務の円滑な推進を図るため、保守点検記録用紙及び浄化槽工事業登録申請書等の各種申請書類等の販売を行う。

3 その他の事業等

1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止す

ることを目的に既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成を30件程度実施する。

なお、助成にあたっては協会会員が施工を行うことを主な要件とする。

4 法人の管理運営に必要な業務等

1) 総会及び理事会並びに各種委員会の開催

適正な法人運営を図ることを目的に、総会及び理事会等の会議を適宜開催する。

2) 職員教育

職員の資質の向上及び人材育成を図ることを目的に職員教育基本方針などに基づき職員研修を実施する。

また、法定検査技術の向上等を目的とした九州地区浄化槽指定検査機関協議会で開催される検査員研修会及び全国浄化槽技術研究集会（福島県開催予定）等へは積極的に参加する。

3) 顕彰及び表彰事業

次の表彰等の機会には積極的に推薦を行う。

- 1) 叙勲、褒章等
- 2) 環境大臣表彰
- 3) 国土交通省総合政策局長表彰
- 4) 国土交通省住宅局長表彰
- 5) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰
- 6) 環境省環境管理部水環境管理部長表彰
- 7) 熊本県環境整備功労者知事表彰
- 8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰
- 9) 当浄化槽協会会長表彰

4) 調査研究等

① 会員の増加に関する調査研究

会員の増加を図るための具体的な方策等に関する検討を行う。

② 新工法に関する調査研究

関係市町村に対し、新工法（プレキャスト工法）を浄化槽の新たな工事方法として採用頂くための検討及び働きかけを行う。

③ 申請書類の電子化に関する調査研究

各種申請書類（設置届出書・法定検査依頼書等）の手続きの効率化を図るための検討を行う。

④ 浄化槽の普及促進の啓発

浄化槽の普及促進を目的に支部と連携し市町村の回覧板を活用した周知啓発を行う。

以上

